

熊本大学における受動喫煙防止対策の基本方針

平成16年4月1日

一部改正 平成20年4月1日

全部改正 平成31年3月28日 役員会決定

熊本大学（以下「本学」という。）は、未成年者の学生を含む多くの人が利用する教育研究機関であることを踏まえ、本学敷地内での望まない受動喫煙を防止し、学生、教職員及び来訪者の健康の保持増進並びに快適な構内環境の形成の促進を図るために、本学における受動喫煙防止対策の基本方針を下記のとおり定める。

記

1 基本的な考え方

- (1) 本学の敷地内（屋内、屋外を問わない。）は、2019年7月1日から全面禁煙とする。
- (2) 対象者は、本学の学生、教職員及び学外者で本学の敷地に立ち入る者とする。
- (3) 本学の敷地外（特に周辺の路上、店舗等）においても、周辺への迷惑となる喫煙を行わないよう受動喫煙防止に配慮する。
- (4) 本学の学生及び教職員の健康保持のために、対策を講じる。

2 具体的対策

- (1) 2019年7月1日の敷地内全面禁煙までに、部局長等が指定している喫煙場所は、できる限り速やかに順次廃止し、2019年6月末までにすべて廃止する。
- (2) 喫煙場所の廃止に伴い、敷地内での喫煙及び吸殻のポイ捨て等への対応として、安全衛生委員会等による巡視を定期的を実施する。
- (3) 本学における敷地内全面禁煙の実施に関して、本学のホームページへの掲載、通知等の方法により、学内外に対して周知を行う。
- (4) 保健センターは、本学の学生及び教職員である喫煙者に対して禁煙の相談、禁煙指導等の支援を行う。